

欄第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号。以下「初任給規則」という。）第10条第1項の規定に基づく同項第3号に掲げる者から引き続いて職員となった者の給料月額の承認に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第18号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の任用に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1警察官採用試験の項中「論文試験・人物試験・実技試験（武道指導のみ）・身体検査・体力試験・資格調査」を「論文試験・人物試験・実技試験（武道指導のみ）・身体検査・体力試験・資格調査・その他勤務遂行能力を客観的に判断できる方法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき、次の施設を新たに指定した旨の報告があった。

平成15年3月26日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮 本 卓 治

市町村名	施 設 の 名 称	種 別	面 積
人吉市	田野活性化センター	集会室	154 平方メートル
	東西コミュニティセンター	体育館	482.6 平方メートル
	東西コミュニティセンター	会議室	213 平方メートル

